

2016年度教科書検定結果についての見解

日本出版労働組合連合会
教科書対策部

2016年度に実施された教科書検定結果が、2017年3月24日に報道解禁された。対象となったのは小学校道徳および高校各教科・科目であった。

全点について分析できたわけではないので、以下では小学校道徳と高校地理歴史・公民について述べることにする。

小学校道徳教科書

今回の検定は、教科化された小学校道徳（特別の教科 道徳）の初の教科書検定であった。道徳の教科化と検定教科書の導入に伴う問題を改めて述べれば、第一にこれにより学校の授業における道徳教育の内容と評価について、事実上の標準が示されることである。第二に国が特定した徳目が教科書によって具体的に示されることである。しかもこれらの徳目を善しとする根拠が学問的知見に根拠づけられているわけではない以上、教科書検定意見も恣意的なものとなるほかなかった。

道徳の教科書検定にあたり、文部科学省は特別の体制を取るとして検定に当たる人数を増やすなどの措置を講じた。しかし検定意見の根拠が前述のとおりである以上、いくら人数を増やしてもその恣意性が払拭されるわけではない。このような状況の下で行われた今回の検定結果は、「国が考える『善悪』『正邪』などが明示されることになり、児童生徒への全人格的・統制的支配を一層強めるものになる」（日本弁護士連合会「道徳の教科化に反対する意見書」2014年12月18日付）という懸念が現実となったと言わなければならない。

申請者数について

申請を行ったのは8社（うち教科書初参入は1社）で、新教科としては少ないと言えよう。それには定価がこれまで各社が刊行してきた道徳教材よりもかなり低く設定されているという情報によるものと考えられる。文部科学省が価格を低くすることでねらったのは、申請者数を絞り、教科書内容が多様なものになることを抑えようとしたこと、言い換えれば統制しやすくしようとする、これまでも出版労連が指摘し批判してきた「経済的手法による政治的統制」であったと言える。

横並びで画一的な題材

各申請者が検定不合格を恐れた結果、横並びで取り上げられた題材がきわめて多かった。特に文部科学省副教材『私（わたし）たちの道徳』『道徳読み物教材』に掲載された作品を全8社が掲載したケースが多かった。5社以上が採用した作品も少なくない。道徳の検定基準の「基本的条件」が「小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の（1）及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の（1）に示す題材の全てを教材として取り上げていること」としているため、全社が「生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題」にかかわる題材を掲載した。これらの中には民間教育研究団体が「非科学的」などとして批判してきたものも含まれている。そうした題材が検定教科書に掲載されることにより、いわば大手を振ってまかり通ることになることに懸念を表明する。

これらにより、各申請本（教科書）は「画一的な印象は否めない」（読売新聞3月25日付社説）と多くのメディアが懸念を示しているとおりの内容となった。これらが道徳の教材として特定されることへの疑問・批判は措くとしても、これもまた画一化を促進する重要な要因であったことは間違いない。

一方で人権、とりわけ個人の権利に関する記述はきわめて少なく、「権利」は「自他の権利」という学習指導要領の文言どおりに、自分の個人としての権利は控えめに述べるというものがほとんどであった。子どもの権利条約については1社が5年生で取り上げたただけであった。労働についての記述も同様である。小学校用という点を措いても、各社とも労働は「勤労」として「他人への奉仕」などの形で記載されており、働く者の権利に言及した申請本はなかった。

争点となる検定意見を減らそうとすれば、このようにならざるをえないであろう。学習指導要領および教科書検定基準自体の問題性を指摘しなければならない。2017年度に行われる中学校用道徳教科書の検定でも、このような点は大きな問題となると予測される。

検定意見数について

検定意見数は、初めての検定としては異例の少なさで、全24点66冊合計で244件、1点当たり平均約10件であった。申請者側の「自粛と萎縮」の結果と考えざるをえない。その多くは、たとえば「印刷が不鮮明」や「標記の基準に従っていない」、さらにはイラストの不備を指摘するものなど、一言で言えば些末なものが多かった。しかし一方で当該申請図書的全ページを範囲とした、学習指導要領の「内容の取扱い」との関係の問題にした検定意見もあった。これによって報道もされた「パン屋」を「和菓子屋」に変更するなど、各紙が批判したような不可解とも言うべき変更がなされた。

考え、議論する道徳への転換になっているのか

文部科学省は、道徳の教科化に先立って道徳教育を「考え、議論する道徳」に転換すると主張していた。しかし合格した申請本の各題材の後に置かれた設問には登場人物の心情理解を問うものが少なくなかった。文部科学省は従来の道徳教育の欠陥として「心情理解」を挙げていたが、心情理解に関する問いについては検定意見はまったくつけられなかった。「議論し、考える道徳」の当否は措くとしても、同省は自ら掲げた方針と異なる考え方で検定意見を付けたのではないかと疑わざるをえない。これもまた「恣意的な検定」と言うべきである。

高校地歴・公民教科書

今回の検定では「集団的自衛権発動の3要件」を書かせる意見が各社申請本につけられた。改訂された学習指導要領で「政府の統一の見解」を書かせることとしたことの新たな内容である。言うまでもないが、教科書は政府見解を伝達するものではなく、子どもたちの学習権を保障する教材である。学校教育法は高校教育について「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと」（第51条の3）を目標として掲げている。2015年の学習指導要領の上記の一部改定は、これに反するものと言うべきである。この改訂に従ってつけられた検定意見そのものが、この条項に照らせばその正当性が強く疑われるものである。

以上、今回の検定、特に小学校道徳は、2006年に改定された教育基本法の内実を教科書によって子どもたちに伝達するものというべきであり、出版労連教科書対策部として強く批判するものである。

以上